

事 務 事 業	根 拠 法	概 要
定 期 監 督	労基法第101条 労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第91条 ほか	職員の適切な勤務条件及び安全と健康を確保することを目的として、事業場の事業内容、勤務実態及び執務環境について調査・監督し、併せて労基法及び安衛法等の法令に規定された職員の勤務条件に関する基準の周知を図る。 事業場に出向いて事情聴取、施設調査を行う方法で監督を実施している。監督の結果、法令上問題があると認められる場合は、使用者又は職員に対して命令又は指導を行う。
許認可事務	労基法第33条 “ 第41条 “ “ 第19条 “ 第20条 “ 第36条 安衛法第88条 “ 労基法第104条の2 安衛法第10・12・13条 安衛法第66条 労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第97条 安衛則第96条 安衛法第100条	主な許認可事務 [許可] ○非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働の許可 ○断続的な宿直又は日直勤務の許可 ○監視又は断続的労働に従事する者に対する適用除外許可 [認定] ○解雇制限除外の認定 ○解雇予告除外の認定 [届出の受理] ○時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届） ○機械等の設置及び変更の届 ○機械等の設置、移転及び変更に関する計画の届 [報告の受理] ○適用事業報告 ○総括安全衛生管理者、衛生管理者及び産業医の選任報告 ○定期健康診断結果報告 ○心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告 ○職員死傷病報告 ○事故報告 ○機械等の設置、休止及び廃止報告
ボ イ ラ ー 等 の 検 査	安衛法第38条 ほか	ボイラー、第一種圧力容器、ゴンドラ等の落成・変更・使用再開検査を行う。なお、性能検査については、安衛法の改正により、平成16年3月31日以降、登録性能検査機関のみが実施することとなった。
労働安全衛生普及活動	安衛法第59条 ほか	労働安全衛生講演会 各区の労働安全衛生担当者等の安全衛生意識の高揚を図るため、講演会を開催している。